別表１（第１節入院基本料、第３節特定入院料及び第４節短期滞在手術等基本料との関係）

○　算定可（特定入院料は、包括されず別途算定可という意味。）
×　算定不可（特定入院料は、包括されており別途算定不可という意味。）
⦿　50対１補助体制加算、75対１補助体制加算及び100対１補助体制加算に限る。
□　精神病棟を除く。
▲　母体・胎児集中治療室管理料に限る。
●　難病患者等入院診療加算に限る。
★　看護配置等による制限あり
△　Ａ300の「注２」加算を算定しない場合に限る。
注　短期滞在手術等基本料３はＤＰＣ対象病院を除く。

| | 入院基本料 | | |

別表１（第１節入院基本料、第３節特定入院料及び第４節短期滞在手術等基本料との関係）

○　算定可（特定入院料は、包括されず別途算定可という意味。）
×　算定不可（特定入院料は、包括されており別途算定不可という意味。）
⦿　50対１補助体制加算、75対１補助体制加算及び100対１補助体制加算に限る。
□　精神病棟を除く。
▲　母体・胎児集中治療室管理料に限る。
●　難病患者等入院診療加算に限る。
★　看護配置等による制限あり
△　Ａ300の「注２」加算を算定しない場合に限る。
注　短期滞在手術等基本料３はＤＰＣ対象病院を除く。

| | 入院基本料 | | |